

佐賀県市町ひとり親家庭等医療費助成の現物給付化について

佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども家庭課

1 実施時期

令和8年11月1日診療分から

2 改正内容

佐賀県内10市10町のひとり親家庭等医療費助成を、これまでの償還払い方式から現物給付方式に変更します。

3 助成内容

① 市町により、受給者の自己負担額が異なります。

・基山町以外10市9町の自己負担額

入院：上限500円を1回まで（ひと月1医療機関）

通院：上限500円を1回まで（ひと月1医療機関）

調剤：負担なし

・基山町の自己負担額

入院：負担なし

通院：負担なし

調剤：負担なし

区分	項目	現在	令和8年11月～	
	助成方式	償還払い	現物給付	
ひとり親家庭等	自己負担額 (月額)	市町によって異なる	基山町以外	入院：上限500円を1回まで（ひと月1医療機関） 通院：上限500円を1回まで（ひと月1医療機関） 調剤：負担なし
			基山町	入院、通院、調剤：負担なし

② 食事療養費は、対象外です。

③ 審査支払事務は、佐賀県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金佐賀支部で行います。

④ ひとり親家庭等医療費助成の中で寡婦助成も実施している市町において、寡婦についてはこれまでどおり償還払いです。（医療機関で現物給付は行いません。）

4 留意点

- ① 窓口で、受給者から、加入医療保険情報がわかるものと、ひとり親家庭等の医療費受給資格証（受給者居住の市町で発行）の提示を受けてください。
- ② 窓口で、ひとり親家庭等の医療費受給資格証と子どもの医療費受給資格証の両方を提示された場合は、ひとり親家庭等の医療費受給資格証を適用してください。
- ③ 転入、転出等で受給者の住所と受給資格証の住所が違う場合は、受給資格証は使用できません。受給者へ、居住の市町で新しい受給資格証の発行申請をするようお伝えください。
- ④ 県内市町の受給資格証であれば、別の県内市町でも使用できます。
（例：佐賀県A市発行の受給資格証を佐賀県B町の医療機関で提示した場合、現物給付可能。）
- ⑤ 養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病等他の公費負担が適用される場合は、これらを優先してください。公費を使用した後の自己負担分にひとり親家庭等医療費助成が適用できます。
- ⑥ 学校でけがした場合等で、スポーツ保険が適用される場合は、ひとり親家庭等医療費助成は対象となりません。

5 お問い合わせ先

ひとり親家庭等医療費助成は市町の事業で、市や町により一部異なる部分があります。お問い合わせは、各市町の担当窓口までお願いいたします。

ひとり親家庭等の医療費助成に関するお問い合わせは、お住まいの市や町の担当窓口まで

（令和8年7月1日現在）

佐賀市	子ども家庭課	TEL0952-40-7252	吉野ヶ里町	子ども・保健課	TEL0952-51-1618
唐津市	子ども家庭課	TEL0955-72-9191	藤山町	子ども課	TEL0942-85-9095
鳥栖市	子ども育成課	TEL0942-85-3552	上峰町	住民課	TEL0952-52-7412
多久市	福祉課	TEL0952-75-6118	みやき町	子育て福祉課	TEL0942-94-8724
伊万里市	子育て支援課	TEL0955-23-2310	玄海町	子ども・ほけん課	TEL0955-52-2159
武雄市	子ども家庭課	TEL0954-23-9216	有田町	子育て支援課	TEL0955-25-9200
鹿島市	福祉課	TEL0954-63-2119	大町町	子育て・健康課	TEL0952-82-3186
小城市	子ども家庭課	TEL0952-37-6107	江北町	健康福祉課	TEL0952-86-5614
嬉野市	子ども未来課	TEL0954-66-9121	白石町	子ども課	TEL0952-60-4614
神埼市	子ども家庭課	TEL0952-37-3873	太良町	子育て支援課	TEL0954-68-0110